

令和 7 年度 灰溶融固形化施設公害防止協議会 次第

日 時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午後 7 時から
会 場 両津大川集落センター

1 開会

2 議題

(1) 施設の各種測定について

(2) そ の 他

3 閉会

灰溶融固形化施設 排ガス中ダイオキシン類等測定結果
(令和26年度から令和5年度)

測 定 項 目		年度	国 基 準	規 制 自 主 値	単 位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		測定日				5月22日	11月14日	5月21日	11月27日	5月26日	10月28日	5月17日	12月5日	5月22日	11月20日	5月14日	11月14日	5月11日	11月13日	5月17日	11月13日	5月31日	—	5月19日	—	
年 2 回 測 定	ばいじん	※1	0.15	0.03	g/㎡N	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	—	—	—	—	
	硫黄酸化物 (SOX)		※2	※2	㎡N/h	0.002	0.0013	0.0055	0.012	0.0013	0.0011	0.0013	0.0011	0.0012	0.0011	0.0015未満	0.010未満	0.0012未満	0.0027	0.0015未満	0.0015未満	—	—	—	—	
	塩化水素 (HCL)	※1	700	81	mg/㎡N	14	15	37	23	13	18	20	11	12	31	14	80	5.6	13	6.4	12	—	—	—	—	
	窒素酸化物 (NOX)	※1	250	100	ppm	26	88	59	81	60	85	78	91	68	87	77	86	90	28	43	79	—	—	—	—	
	一酸化炭素 (CO)	※1	100	50	ppm	5	2	2未満	4	2未満	23	2未満	20	2未満	3	4	5	5未満	3未満	2	2未満	—	—	—	—	
年 1 回 測 定	排ガス中 ダイオキシン類	※1	5	0.1	ng-TEQ/N㎡	5月22日	0.014	7月10日	0.042	11月15日	0.058	7月4日	0.042	9月25日	0.013	5月14日	0.075	1月26日	0.038	5月17日	0.037	—	—	—	—	
	飛灰中 ダイオキシン類		3	3	ng-TEQ/g	0.5	—	0.28	—	0.71	—	0.56	—	0.93	—	0.96	—	1.5	—	0.77	—	—	—	—	—	
	溶融スラグ中 ダイオキシン類		3	3	ng-TEQ/g	0.00000058	—	0.00000011	—	0.00000044	—	0.000000039	—	0	—	0.000059	—	0.000000036	—	0	—	—	—	—	—	
	土壌ダイオキシン類 (大川地区)		1,000	1,000	pg-TEQ/g	6.3	—	6.1	—	9.7	—	8.1	—	10	—	7.8	—	9.2	—	11	—	11	—	13	—	
	土壌ダイオキシン類 (羽二生地区)		1,000	1,000	pg-TEQ/g	2.6	—	1.3	—	1.6	—	2.4	—	2.6	—	1.6	—	2.3	—	2.2	—	2.9	—	5.1	—	

令和3年度で施設を廃止

※1 O2 12%換算値 ※2 K値(17.5)を係数とし、排ガス量等で算出された値以下

【単位説明】

N: Normal(ノルマル)の頭文字、標準状態(0℃101.32kPa)のこと。

ppm: 100万分率。ある量が、全体の100万分のいくつかを占めるかを表すときに用いる。

ng: (ナノグラム)10億分の1グラム

pg: (ピコグラム)1兆分の1グラム

TEQ: 毒性当量＝ダイオキシン類の実測濃度に毒性等価係数を乗じて得たもの

灰溶融固形化施設 周辺土壌ダイオキシン類測定箇所図



○佐渡市灰溶融固形化施設公害防止協議会開催要綱

平成26年 4 月 1 日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、灰溶融固形化施設（以下「施設」という。）に関する公害を防止するため、佐渡市灰溶融固形化施設に関する公害防止協定書（平成12年12月20日締結。以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、佐渡市灰溶融固形化施設公害防止協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) 施設の運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 施設周辺地区から選出された住民 7人以内
- (2) 環境対策課長
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市の職員 6人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を定め、座長は、環境対策課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

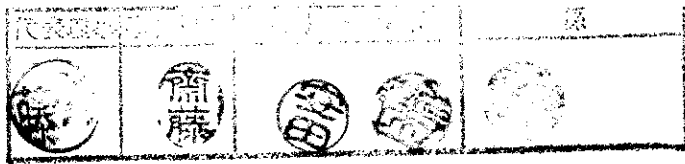
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第124号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



公害防止協定書

佐渡広域市町村圏組合（以下「甲」という。）と大川、羽二生の各区長（以下「乙」という。）は、甲が両津市大字大川地内に設置する灰溶融固化施設（以下「灰溶融施設」という。）に関し、地域住民の健康を保護し快適で良好な生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念）

第1条 甲は、公害防止についての社会的責務を有することを強く自覚し灰溶融施設の運転及び維持管理に当っては、常に、乙と緊密な連携を図り、誠意を持って積極的にこの協定を履行するものとする。

（公害防止基準の遵守）

第2条 甲は、灰溶融施設から発生する排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭について、別紙1に定める公害防止基準（以下「基準」という。）を遵守し、周辺住民の健康と生活環境に影響を及ぼすことのないよう細心の注意をもって運転しなければならない。

2 前項の基準を超え、又は超えるおそれがある場合は、甲は直ちに補修等対策をとり、基準の遵守に万全を期さなければならない。

（ダイオキシン対策）

第3条 甲は、灰溶融施設の排ガス中のダイオキシン類を毎年1回測定し、その結果を公表するとともに、基準を超えた場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。

2 ダイオキシン類に係る別紙1 公害防止基準を上回った場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。

3 甲は、運転開始前に基点を設け、ダイオキシン類の土壌検査を毎年行うとともに、ダイオキシン類の数値に著しい変化が生じた場合は、改善について対応するものとする。

4 前項後段の場合において、関係住民からの要請がある場合は、甲において健康診断を行い必要な措置を講じるものとする。

（環境の整備）

第4条 甲は、灰溶融施設用地内の緑化等環境の整備に努めるものとする。

（苦情の処理）

第5条 甲は、公害等に関する苦情については、誠意をもって迅速かつ的確に、処理するものとする。

(立入調査)

第6条 乙は、灰溶融施設に立ち入り、この協定の運用について調査し、又は報告を求めることができるものとし、甲は、これに積極的に協力するものとする。

(協議会の設置)

第7条 この協定の適正な運用と相互理解を求めるため、佐渡広域市町村圏組合灰溶融施設公害防止協議会を設置するものとし、その組織及び運営に関しては、別紙2に定めるところによる。

(損害発生時の措置)

第8条 甲は、灰溶融施設に関し、甲の責めに期すべき理由により周辺住民に損害を与えた場合は、速やかに誠意をもって必要な措置を講じるとともにその損害を補償するものとする。

(新設又は増設の協議)

第9条 甲は、灰溶融施設を新設し、又は増設しようとするときはあらかじめ、乙と協議するものとする。

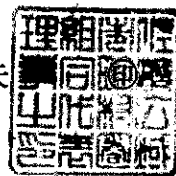
(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

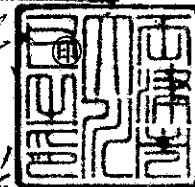
平成12年12月20日

甲 佐渡広域市町村圏組合
理事会代表理事 齊藤和夫



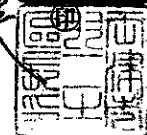
乙 大川区長

野口 伸



〃 羽二生区長

親松正美



公害防止基準

項 目	基 準
1. 排ガス関係	
ばいじん量	0.03 g/Nm ³ 以下 (乾きガス基準)
硫黄酸化物	K値17.5以下
塩化水素	50ppm以下 (O ₂ = 12%換算にて)
窒素酸化物	100ppm以下 (O ₂ = 12%換算にて)
一酸化炭素	50ppm以下 (O ₂ = 12%換算にて)
ダイオキシン類	0.1ng/Nm ³ 以下 (乾きガス基準: TEQ)
2. 排水関係	
排水	無放流方式とする。
3. 騒音関係	
昼間	55ホン以下
朝夕	50ホン以下
夜間	45ホン以下
4. 振動関係	
昼間	65db以下
夜間	60db以下
5. 悪臭関係	
臭気濃度・敷地境界	10以下
アンモニア	1.0ppm以下
メチルカブタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
二酸化メチル	0.009ppm以下
プロピオン酸	0.07ppm以下
ノルマル酪酸	0.03ppm以下
ノルマル吉草酸	0.001ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下
6. 周辺土壌ダイオキシン類	1,000pg/g以下